

2013年1月25日 全7頁

平成 25 年度税制改正大綱（証券・金融関連）

速報版 日本版 ISA 拡充、教育資金贈与非課税、公社債税制抜本改革

金融調査部
制度調査担当部長
吉井 一洋

[要約]

- 平成 25（2013）年 1 月 24 日、自由民主党及び公明党は平成 25 年度税制改正大綱を公表した。
- 大綱では、上場株式等の 10%税率を平成 26（2014）年 1 月 1 日から 20%に引き上げる、同日から開始する日本版 ISA の内容を拡充する、1,500 万円の教育資金の一括贈与非課税措置（平成 25 年 4 月 1 日から平成 27（2015）年 12 月 31 日までの預け入れ分）を導入する、公社債課税を抜本的に見直す（金融所得課税一体化の対象）、国外財産調書制度を見直す、振替社債の利子の非居住者非課税制度の適用期限を延長する、事業承継税制の要件を緩和する、などの措置が盛り込まれている。
- 本レポートでは、速報版として、上記の内容の概要を説明する。

1. 株式の 10%税率の廃止

上場株式・公募株式投資信託の配当・分配金、譲渡益への現行の 10%（所得税 7%、個人住民税 3%）の税率は、平成 25（2013）年末に期限を迎え、平成 26（2014）年 1 月 1 日からは税率は 20%（所得税 15%、個人住民税 5%）に引き上げられる。

中堅所得者層にとっては、20%の税率は給与等に適用される総合課税の税率よりも高く、リスクマネーの供給と個人の資産形成促進の観点からは、日本版 ISA の恒久化等などの対策を講じる必要がある。

株式の場合、発行法人の段階と株主の段階で二重に課税されており、個人の段階の税率を 20%にそろえただけでは、支払法人段階では損金算入される利子よりも、法人・個人段階を通じた税負担は重くなる。法人実効税率のさらなる引き下げなど、二重課税を調整する措置を講じる必要がある。

2. 日本版 ISA の拡充

(1) 拡充後の日本版 ISA の概要

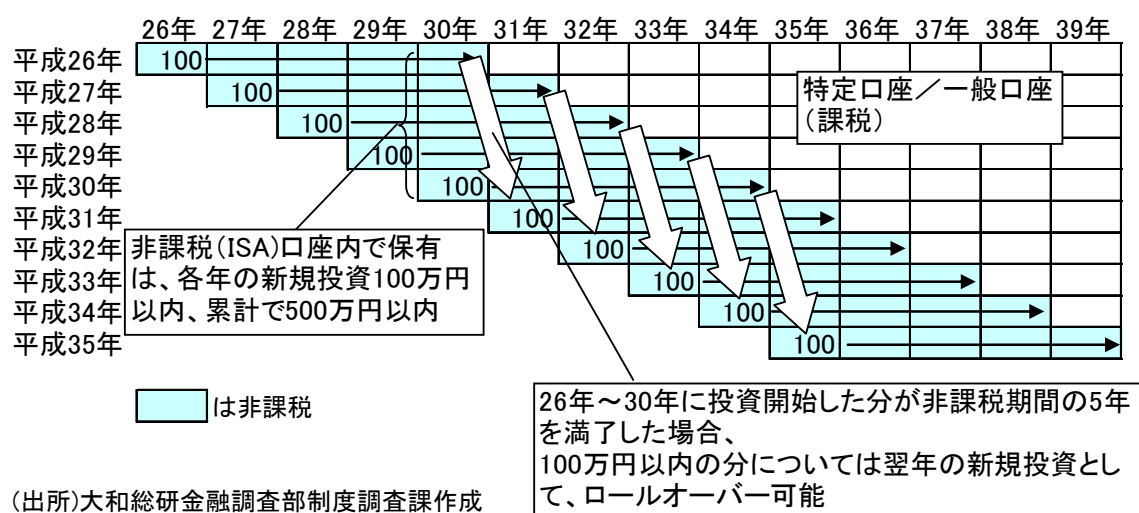
平成 26 (2014) 年 1 月 1 日からスタートする日本版 ISA については、次のような制度拡充が図られている。

図表 1 制度拡充後の日本版 ISA の概要

①非課税対象	上場株式・公募株式投資信託の配当・分配金、譲渡益
②非課税投資額	毎年、新規投資額で 100 万円を上限 (未使用枠の翌年以降の繰越不可)
③非課税投資総額	500 万円 (100 万円×5 年間)
④非課税運用期間	5 年間 (改正前は 10 年間)
⑤途中売却	自由 (ただし、売却部分の枠は再利用不可)
⑥口座開設数	1 口座のみ (平成 30.1.1～平成 33.12.31、平成 34.1.1～平成 35.12.31 の勘定設定期間について口座開設先の見直し可) ¹
⑦開設資格者	その年の 1 月 1 日時点で 20 歳以上の居住者等
⑧導入時期	平成 26 (2014) 年 1 月 1 日から導入
⑨適用期限	平成 35 (2023) 年の投資分までの 10 年間 (改正前は平成 28 (2016) 年までの 3 年間)

(出所) 大和総研金融調査部制度調査課作成

図表 2 制度拡充後の日本版 ISA の非課税期間イメージ図



¹ 制度の適用を受けるためには、平成 25 年 1 月 1 日、平成 29 年 1 月 1 日、平成 33 年 1 月 1 日を基準日とする各勘定設定期間 (平成 26 年 1 月 1 日～平成 29 年 12 月 31 日、平成 30 年 1 月 1 日～平成 33 年 12 月 31 日、平成 34 年 1 月 1 日～平成 35 年 12 月 31 日) ごとに、基準日における住民票の写し等を添付した非課税適用確認書の交付申請書を証券会社等に提出し、税務署長から確認書の交付を受けなければならない。

(2) 日本版 ISA に適すると考えられる金融商品

日本版 ISA での運用対象としては、退職金を運用しつつ取り崩していくことを想定した毎月分配型の投資信託は不向きであると思われる。投資元本が毎年 100 万円と少額であること、毎月分配型の元本取り崩し額はもともと非課税であることなどがその理由である。

日本版 ISA の損失金額を非課税口座以外の口座で生じた株式等の譲渡益や上場株式等の配当等と損益通算することはできないため、損失が生じるリスクを考えると、個別株よりはリスクが低い公募株式投資信託がターゲットとなるであろう。

株式投資信託の分配金を日本版 ISA に再投資すると、年間の非課税投資額がその分減少することになる。そこで、日本版 ISA に対応する商品として、最大非課税維持期間である 5 年間は無分配で、5 年終了直前に運用益が得られるような投資信託などが考えられる。

例えば、65 歳までの再雇用を希望しない場合²、次のような運用により退職から年金受給までの期間に対応することも考えられる。(平成 26 (2014) 年 1 月 1 日に 55 歳の場合は、63 歳から厚生年金の報酬比例分を受給。満額受給は 65 歳から)。

図表 3 日本版 ISA を有効活用する運用方法の例

前提 平成 26 (2014) 年に 55 歳である個人が、同年から平成 30 (2018) 年まで毎年 1 月 1 日に 100 万円ずつ投資信託に投資し、年利 3% で運用できたと仮定

毎年の運用益は分配せず、投資信託の中で再投資し、5 年目にまとめて分配

平成 31 (2019) 年から平成 35 (2023) 年、即ち 60 歳から 64 歳まで、約 16 万円の運用益を毎年受け取る。元本金額は再度日本版 ISA に投資する。

	55歳 平成26年	56歳 平成27年	57歳 平成28年	58歳 平成29年	59歳 平成30年	60歳 平成31年	61歳 平成32年	62歳 平成33年	63歳 平成34年	64歳 平成35年
平成26年	100.00	103.00	106.09	109.27	112.55	115.93				
平成27年		100.00	103.00	106.09	109.27	112.55	115.93			
平成28年			100.00	103.00	106.09	109.27	112.55	115.93		
平成29年				100.00	103.00	106.09	109.27	112.55	115.93	
平成30年					100.00	103.00	106.09	109.27	112.55	115.93
平成31年						100.00	103.00	106.09	109.27	112.55
平成32年							100.00	103.00	106.09	109.27
平成33年								100.00	103.00	106.09
平成34年									100.00	103.00
平成35年										100.00

黄色部分は元本、灰色部分は評価額。

運用益部分の15.93万円を取り崩す。元本部分の100万円は非課税口座で再度投資。

(出所) 大和総研金融調査部制度調査課作成

その他、投資対象について、次のようなことが考えられる。

- ・ 損失発生のリスクはあるが、高配当の株式は対象となりうるかもしれない。
- ・ リスクの低いファンドが中心になった場合は高い運用益は期待できず、購入時の手数料ゼロで、信託報酬の低いファンドなどが中心になるかもしれない。

² 高年齢者雇用安定法により、平成 25 (2013) 年 4 月から、定年に達した従業員の希望者全員に対して 65 歳までの再雇用等を義務付けられた。

- ・ ETF は、個別株よりはリスクは低く、信託報酬も低い（売買手数料はあり）ため選択肢として考えられる。
- ・ REIT は、損失発生リスクがある、内部留保によるファンド内での運用益の再投資は困難（90%超分配ルール）だが、安定的な分配金は期待できる。

3. 教育資金の一括贈与にかかる非課税措置

この制度の目的は、祖父母世代から孫世代への世代間資産移転を促進し、将来必要となる子どもの教育資金を早期に確保（計画的に質の高い教育機会を確保）することと、経済活性化である。制度の概要は下記のとおりである。

- 対象金融機関：信託だけでなく、銀行・証券会社の口座も対象
- 贈与者：直系尊属（祖父母、父母）
- 限度額：受贈者 1 人につき 1,500 万円（塾など学校等以外の者に支払われる金銭は 500 万円が上限）
- 口座の預入期間、出入管理、税務当局への報告
 - ・ 贈与者（祖父母、父母）が教育資金口座に（一括して）預け入れる。
 - ・ 平成 25 年 4 月 1 日から平成 27 年 12 月 31 日までの拠出分が対象。
 - ・ 預入期間は受贈者（孫・子）が 30 歳に到達するまで。
 - ・ 受贈者（孫・子）が教育資金非課税申告書を、金融機関を経由し、税務署に提出。
 - ・ 受贈者（孫・子）は、引き出した金銭を教育資金に使用した旨の証明書を金融機関に提出し、それを金融機関が確認し、金額を記録する。
 - ・ 口座終了時（受贈者が 30 歳に達した日）に非課税拠出額から教育資金支出額を控除した残額に贈与税を課税。なお、受贈者が死亡した場合は贈与税を課さない。

参考 相続時精算課税の拡充

相続時精算課税制度は、生前贈与促進のため 2003 年度税制改正で導入された制度である。2,500 万円の特別控除額を超えない限り何回でも複数年にわたって非課税で贈与を行うことができ、特別控除額を超えた部分については一律 20%で課税される。その後、相続時において贈与を受けた財産を贈与時の時価で相続財産に加算して相続税を計算し、贈与時に支払った贈与税額（一律 20%を適用された税額）を相続税額から控除する。

相続時精算課税の適用を受けることができる受贈者は 20 歳以上の推定相続人（子）に限定されていたが、対象に 20 歳以上である孫が加えられる。

贈与者についても、現行制度では 65 歳以上という年齢要件があるが、これが 60 歳以上に引き下げられる。

上記の改正は、平成 27（2015）年 1 月 1 日以後に取得する財産に係る贈与税に対して適用される。

4. 金融所得課税一体化

現行税制では、金融商品間（上場株式等、公社債、預金、デリバティブ取引等）の損益通算の範囲は制限されており、投資家が多様な金融商品に投資しにくい状況にある。金融商品間（上場株式等、公社債、預金、デリバティブ取引等）の損益通算の範囲等を拡大する必要がある。

平成 28（2016）年 1 月 1 日以後は公社債、公社債投資信託の利子、償還差損益、譲渡損益は一体化の対象となり、課税方式は 20%（所得税 15%、個人住民税 5%）の申告分離課税に変更される。公社債の譲渡益が非課税から課税となる一方で、公社債の損失（デフォルト損を含む）は損益通算の対象となる。経過利子は 80%授受から 100%授受に改められる。

図表 4 公社債税制の見直しの概要

1. 特定公社債と一般公社債に区分する。特定公社債には、国債、地方債、公募公社債、上場公社債、一定の要件を満たす仕組債などが含まれる。
2. 特定公社債の利子・譲渡所得を税率 20%の申告分離方式に変更する。（一般公社債は、原則として、利子は 20%源泉分離課税、譲渡所得は 20%申告分離課税）
3. 特定公社債の利子について申告不要制度を措置する。
4. 公社債の償還差損益について譲渡所得とみなす。
5. 金融機関等の利子源泉徴収免除制度等について所有期間按分措置を廃止する（すなわち、その所有期間にかかわらず、源泉徴収を行わないこととする）。
6. 特定公社債の利子・譲渡所得についても特定口座で取り扱えるよう措置する。
7. 割引債（ストリップス債、ディスカウント債を含む）について発行時の源泉徴収を廃止し、償還時に源泉徴収³する（国内の普通法人等は源泉徴収不適用）。源泉徴収税率は個人 20%、法人 15%。
8. 特定公社債の利子・譲渡損益について、上場株式等の配当・譲渡損益との損益通算を認める⁴。翌年以降 3 年間の繰越控除も認める。
9. 支払調書・支払通知書制度について所要の整備を行う。
10. 公社債投資信託についても公社債の税制の見直しに併せて、所要の措置を行う。
11. 一般事業法人に係る公社債の利子等の所得税額控除の見直しを行う（すなわち、その所有期間にかかわらず、全額の所得控除を認めることとする）。
12. 非居住者が受ける公社債利子等の非課税制度について公社債税制の見直しに併せて所要の措置を行う。

（出所）大和総研金融調査部制度調査課作成

³ みなし償還差益（発行日から償還日まで 1 年以内のものは償還金額の 0.2%、1 年超のものは同 25%）に対して源泉徴収。個人の特定口座は、源泉徴収口座は他の損益と通算後 20%の源泉徴収、（源泉徴収なしの）簡易申告口座は、源泉徴収不適用。

⁴ 上場株式等と非上場株式等の譲渡損益を別々の分離課税制度とし、①特定公社債等及び上場株式等に係る譲渡所得等の分離課税制度と、②一般公社債等及び非上場株式等の譲渡所得等に係る分離課税に改組する。

一方、デリバティブ、預貯金の利子を金融所得課税一体化の対象とする時期については、現段階では明確にされていない。預貯金の利子については、現状のままでは、今後導入されるであろう番号制度の対象からも除外されるものと思われ、証券取引とのアンバランスが生じる。できるだけ早期に一体化の対象とすることが望まれる。

5. 国外財産調書制度の見直し

国外財産調書制度とは、年末時点で合計 5,000 万円以上の国外財産を有する居住者に対し、翌年 3 月 15 日までに国外財産調書の提出を義務付ける制度で、2013 年末の国外財産から適用される。

当初の制度では「国内金融機関において管理される外国有価証券」も報告対象とされていたが、これを報告対象から除外するよう改められる。その代わりに、国外金融機関において管理されている国内有価証券を報告対象に加えることとされた。

6. 公社債市場活性化に向けた措置

海外投資家（非居住者、外国法人）が受領するわが国で発行された振替社債等の利子、償還差益の非課税の適用期限が撤廃され、恒久化される。

ただし、以下については、平成 28 年 3 月 31 日までに発行されたものに限る。

- ①振替特定目的信託受益権のうちの社債的受益権
- ②レベニュー債。具体的には、東日本大震災復興区域法に規定する特定地方公共団体との間に完全支配関係がある内国法人が発行する利益連動債（地方公共団体が債務保証しないものに限る）

非居住者等が支払いを受ける振替割引債の償還金等についても、非課税適用申告書の提出を要件として、平成 28 年 1 月 1 日以後に支払いを受けるべきものは、非課税とする。

7. 事業承継税制の拡充

後継者である相続人等が相続等により、経済産業大臣の認定を受ける非上場会社の株式等を被相続人（先代経営者）から取得し、その会社を運営していく場合、その後継者が納付すべき相続税のうち、その株式等に係る課税価格の 80%の納税猶予が認められている（特例の適用対象は発行済完全議決権株式総数の 2/3 までの部分に限る）。

後継者である受贈者が、贈与により、経済産業大臣の認定を受ける非上場会社の株式等を親族（先代経営者）から全部又は一定以上取得し、その会社を運営していく場合には、その後継者が納付すべき贈与税のうち、その株式等に対応する贈与税の全額の納税猶予を受けられる（特例の適用対象は発行済完全議決権株式総数の 2/3 までの部分に限る）。

相続税が強化される一方で、事業承継税制については緩和が図られ、適用要件について、8割の雇用維持要件を緩和（相続・贈与後5年間の各年の達成を、5年間の平均値とする）、親族外への相続にも適用を認める、贈与時に贈与者が役員でないこととする要件を贈与時に代表権を有していないことに改める、経済産業大臣による事前確認制度を廃止するなど、緩和することとされた。